

議 案 第 9 号

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防法令等に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促進するため。

## 松戸市火災予防条例の一部を改正する条例

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）」を

「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）」を

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第45条の4）」に改める。

第25条第4項中「関係者」の次に「（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）」を加える。

第31条の2中「（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）」を削る。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。